省令

○総務省令第六十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月一日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の四第二項第一号中「第八項」を「以下この条及び次条」に改め、同条第十四項第一号及び第十五項中「細目告示第四十一条第一項第五号」を「適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号」に改める。

附則第四条の五第七項第一号、第十五項第一号及び第二十二項第一号中「細目告示第四十一条第一項第五号」を「適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第二項及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月一日

法務大臣　上川　陽子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、入国審査官がその一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

第六条の二第二項及び第二十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方入国管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

第二十条第三項中「前項の場合において、」を削り、「ときは」の下に「、前項本文の規定にかかわらず」を加える。

第二十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方入国管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

第二十一条第三項中「前項の場合において、」を削り、「ときは」の下に「、前項本文の規定にかかわらず」を加える。

別表第四法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動（高度専門職）の項下欄第二号中「本邦事業所」を「本邦の事業所」に改め、同表法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（経営・管理）の項下欄を次のように改める。

一　本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所の職員

二　本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所を新たに設置する場合にあつては、当該本邦の事業所の設置について委託を受けている者（法人である場合にあつては、その職員）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行に伴い、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月一日

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
防衛大臣　中谷　元

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ニ中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

附　則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。